

農業経営基盤強化促進法

(定義)

第四条

- 2 この法律において「青年等」とは、次に掲げる者をいい、青年等について「就農」とは、農業経営の開始又は農業への就業(第三号に掲げる者にあつては、農業経営の開始)をいう。
 - 一 青年(農林水産省令で定める範囲の年齢の個人をいう。次号において同じ。)
 - 二 青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有するものとして農林水産省令で定めるもの
 - 三 前二号に掲げる者が役員の過半数を占める法人で、農林水産省令で定める要件に該当するもの

第二節 青年等就農計画

(青年等就農計画の認定)

第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 農業経営の開始の時における農業経営の状況（既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状）
 - 二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時における農業経営に関する目標
 - 三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
 - 四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項
 - 五 その他農林水産省令で定める事項
- 3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本構想に照らし適切なものであること。
 - 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

農業経営基盤強化促進法施行規則

（青年の年齢）

第一条 農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

（効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者）

第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める者は、年齢が六十五歳未満であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者
- 二 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者
- 三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者
- 四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（法人の要件）

第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。